

様式第2号(5)(第3条、第5条、第9条関係)

整備項目表(道路)

整備箇所等	整備項目	整備状況	摘要
1 歩道等	歩道等		該当・非該当
	ア 歩道の有効幅員は、2 m以上か。	適・否	
	イ 自転車歩行者道の有効幅員は、3 m以上か。	適・否	該当・非該当
	ウ 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平坦で水はけの良いものか。ただし、道路の構造その他の特別な理由によりやむを得ない場合を除く。	適・否	
	エ 歩道等の巻込部及び横断歩道箇所における歩道等の切下げ部のすりつけは、5%（地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合には、8%）以下か。	適・否	
	オ 横断こう配は、車両乗り入れ部を除き1%（道路の構造、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合には、2%）以下か。	適・否	
	カ 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道の部分より高くするものとし、当該縁端と当該車道の部分との段差は、2 cmを標準としているか。	適・否	
	キ 横断歩道に接続する歩道等の部分には、車いす使用者が円滑に転回できるよう平坦な部分を設けているか。	適・否	
	ク 歩道等と車道とは、工作物により明確に分離しているか。	適・否	
	ケ 排水溝に溝ぶたを設ける場合には、当該溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造か。	適・否	該当・非該当
	コ 国又は地方公共団体の庁舎その他の公共的施設と最寄りの鉄道の駅又は軌道若しくはバスの停留所とを結ぶ歩道その他視覚障害者が利用することが多い歩道には、視覚障害者を誘導するための線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設しているか。	適・否	該当・非該当*
2 横断歩道	横断歩道		該当・非該当
	中央分離帯を設ける場合には、当該中央分離帯と車道とを同一の高さですりつけているか。	適・否	該当・非該当
3 案内標識	案内標識		該当・非該当
	交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、別表第1第5号ハに定める基準に適合する案内標識を設けているか。	適・否	

注意 「摘要」欄の*印は、その整備項目が努力項目であることを示す。